

令和3年第7回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年7月28日(水)午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第17号	農用地利用集積計画の策定について	1件
議第18号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第13号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委員氏名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	欠席
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	欠席
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	

16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	欠席

議長 ただいまより、令和3年第7回農業委員会総会を開会する。本日は5番市原勝美 委員、13番 久野孝好 委員、17番 日比野敏夫 委員から欠席の連絡を受けているので17名中14名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、11番 富田良一 委員、12番 若尾茂 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第17号「農用地利用集積計画の策定について」を上程する。議第17号について事務局より説明願う。

事務局 先月も同様の案件があったが、多治見市から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案の承認を求められたため、審議を行っていた。借受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は3筆。1筆目、姫町7丁目■■番、田、806㎡。2筆目、■■■■番■■、田、716㎡。3筆目、■■■■番■■、田、978㎡。いずれも農振農用地で合計面積2,500㎡。以前からこの土地でトマト栽培を行っており、平成28年8月26日から令和3年8月25日までの計画期間が終了するため、新たに令和3年8月26日から令和8年8月25日までの5年間の計画を策定するもの。

議長 議第17号について、地元委員から意見があれば発言願う。

1番 今の時期7月、8月、9月はトマトの出荷はしていない。出荷サイクルは10月から翌年6月までで年間およそ37トン生産されている。経営状況は比較的良好な様子。全部でハウスが7棟あるが現状は生産されていない。現場にいらっしやらなかったなので本人に電話で確認をさせていただいた。普段はよく見か

けており、一生懸命やられている。

議長 この方は10年ほど前からトマト栽培を始められた。愛知県出身の若い方で農業経験は無く2年ほどトマト農家に従事・勉強をされた後、ここで土地を借りて始められ、段々と事業規模を拡大されている。地産地消を進めており、地元のスーパーに出荷している。

1番 姫トマトというブランド名で出荷している。

議長 廿原町のもじみ栽培、マイクロ野菜栽培に携わる方を含め、市長の言う多治見の都市型農業を担っている。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第17号について採決を行う。議第17号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第17号は承認することに決定する。

議長 次に、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第18号について事務局より説明願う。

事務局 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■■、譲受人、■■■市■町■丁目■■番地、■■■■■。土地は赤坂町8丁目■■■番、田、現況畑、204㎡。お二人は姉弟。父親から相続された土地で、現在父親名義でJAと市民農園の契約をされている。弟の■■■さんに所有権移転が完了した後、契約変更をされる意向。この土地は市民農園として4区画分あるが一人の方がすべて借りられており、今後も引き続き借りられるとのこと。

議長 議第18号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7番 草刈りなど管理されているが、耕作については最近していないようだ。親から相続されて姉弟としては市民農園として引き続き管理していただきたいと考えているようで、何も問題はないと思う。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 18 号について採決を行う。議第 18 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 18 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 19 号について事務局より説明願う。

事務局 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■町■■番地、■■■■。使用借人、■■県■■■■市■■町■■丁目■■番■■号■■■■■■■■■■、■■■■。土地は甘原町井戸上■■■■番■、畑、現況雑種地、425 m²。転用目的は分家住宅。使用借人は使用貸人の孫に当たる。該当地は以前に庭のようをしていたため、始末書提出。

議長 議第 19 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

9番 梶田委員と現地を確認してきた。5月の総会議案となった土地の隣地である。孫が住む住宅ということで特に問題は無いと考える。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 19 号について採決を行う。議第 19 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 19 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 13 号について事務局より説明願う。

事務局 7 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、多治見市笠原町 1921 番地の 1、有限会社ダイヤモンド建設。土地は 2 筆。1 筆目。笠原町梅平■■■■番■■、田、現況畑、490 m²。2 筆目。■■■■番■■、田、現況畑、279 m²。2 筆合計 769 m²。転用目的は資材・残土置き場。

申請番号 2 使用貸借権。使用貸人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■■■、■■■■。使用借人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■■■、■■■■。土地は笠原町森下■■■■番■■■■、畑、現況雑種地、483 m²。転用目的は個人住宅。使用借人は使用貸人の子供に当たる。当該地は平成 17 年に駐車場としての転用届があったが、今回改めて個人住宅としての転用届を受理したもの。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、多治見市金岡町 3 丁目 40 番地の 1、株式会社サグチ不動産。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番 11 号、一建設株式会社。土地は 2 筆。1 筆目。美坂町 3 丁目■■番■■、畑、132 m²。2 筆目。■■番■■、畑、130 m²。2 筆合計 262 m²。転用目的は建売住宅。4 月の総会で 5 条届出の報告をしており、その時はサグチ不動産が個人住宅を建てる計画だった。改めて一建設が隣接する土地を含めた 3 筆を一体利用して建売住宅を建設するとのこと。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は平井町 3 丁目■■番■■、田、現況畑、489 m²。転用目的は共同住宅。敷地内に 6 世帯分の駐車場付き共同住宅を建てられるとのこと。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は喜多町 5 丁目■■■■番、田、現況畑、264 m²。転用目的は造園業の道具・機材の収納庫。以前から土地を借りていた経緯があり、今回正式に所有権移転を行うもの。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■。

■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■。土地は笠原町平園■■■■番■、田、現況畑、209 m²。転用目的は駐車場。譲受人の母親がダンプを所有して事業を行っており、ダンプと自家用車を駐車するとのこと。

申請番号7 所有権移転。譲渡人、■■■県■■■郡■■■町■■■■■■■■-■■■■■■、■■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■■番地■■■■■■■■■■■■■■■■-■■■■、■■■■。土地は赤坂町2丁目■■■番■、田、現況雑種地、609 m²。転用目的は個人住宅。

議長 報第13号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

7番 既に当該地は整地されている。隣接する田は私の所有地である。東側にも住宅ができており、塀などができると機械の取り回しに苦勞する。赤坂はだんだん宅地化が進んできており、やりにくくはなってきている。

議長 私もこの近辺を歩いてみた。東側から宅地化が進んでいる。中央に農道があり一部舗装もされている。車が通ることにより水路が押し出されて傾いてきている。

7番 いずれ水道・下水道が通るようになればこのあたりはすべて宅地化すると思われる。

議長 このあたりは良い田んぼが多いが、市街化区域である。他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので報第13号を終了する。その他に意見があれば、挙手を願う。

(発言なし)

議長 発言がないので本日の議案については以上をもって終了する。次に私の方から。総会終了後に農地パトロールの説明がある。また、農業委員の就任から1年経ったため農業委員会親睦会の会計報告をさせていただく。

(会計報告の内容及は省略)

議長 もう1件。4月12日に農業委員会で甘原ええのうの直播栽培について見学してきた。皆さんイメージは残っていると思う。その後の生育状況を確認するために、来月の8月25日、総会終了後に農業委員会で見に行きたいと思うので参加をお願いしたい。また不耕起栽培の田んぼについても見学したいと思う。

議長 私の方からは以上となる。事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 収入保険、健康診断、ウンカ発生の注意喚起の案内を配布させていただいているので確認いただきたい。

事務局 次回の総会開催日は、8月25日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎5階第1会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3時 00分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和3年7月28日

議事録署名

11 番

12 番

議長